

北海道との「知的財産の活用による地域の活性化及び産業振興に向けた協力に関する協定」及び「（同協定の実現に関する詳細を定める）覚書」の締結について

標記協定及び覚書につき、北海道と以下のとおり締結した。

《協定書》

〈協力事項〉

この協定の趣旨を実現するため、日本弁理士会と北海道は、合意のもとに、次に掲げる事項に関する事業を協力して実施するものとする。

- (1) 知的財産の普及啓発に関する事項
- (2) 知的財産に関する人材の育成に関する事項
- (3) 知的財産に関する相談に関する事項
- (4) その他、地域産業の振興のための知的財産の保護と活用に関する事項

前項に掲げる事項に関する事業の具体的企画、役割分担、経費負担等については、別途協議して覚書により定めるものとする。

〈有効期間〉

本協定締結の日から平成 23 年 3 月 31 日まで

〈締結日〉

平成 20 年 5 月 15 日

〈締結者〉

日本弁理士会中島淳会長及び北海道高橋はるみ知事

《覚書》

〈有効期間〉

本覚書締結の日から平成 21 年 3 月 31 日まで

〈締結日〉

平成 20 年 5 月 15 日

〈締結者〉

日本弁理士会知的財産支援センター飯田昭夫センター長、日本弁理士会北海道支部川成靖夫支部長及び北海道企画振興部成田一憲部長

以上